

さんま棒受網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第8号に掲げる次のさんま棒受網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年4月15日

岩手県

1 さんま棒受網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
さんま棒受網漁業	さんま	棒受網	岩手県 沖合海面	7月22日 から12月 31日まで	制限なし	10トン未 満	北海道内に住所を有する者	6
							三重県内に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月7日から令和8年6月10日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年7月1日（令和8年7月2日以降の場合は許可の日）から令和9年6月30日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする